	一	支 裸馬区地域包括文振センター 事業記	T	質科5-4
	やすらぎミラージュ	大泉北	大泉学園	南大泉
Ⅰ 運営方針				
運営方針	担当地域の高齢者が住み慣れた地域で住み 続けられるよう、職員が連携して支援を行な い、区民とともに、関係機関等と協働し、中核 機関としての役割を果たすよう努める。	地域の中核的機関としての役割を果たすため、介護保険法に規定される包括的支援事業、その他受託事業について、公正中立な立場で適切に事業を実施する。	総合相談や権利擁護等の包括的支援事業等 を、高齢者の身近な地域において一体的に実 施することにより、地域包括ケアの確立に向け た中核機関としての役割を果たす。	区民や地域団体、医療機関、介護事業者等と の連携・協力を進め、高齢者が住み慣れた地 域で暮らし続けることができるよう、切れ目の ないサービス提供を構築していく。
Ⅱ 組織運営体制				
(3) 区および他センターと	毎月開催される圏域連絡会に参加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を得るとともに、他センターの業務の実際についての情報共有を図り、平準化に努める。	圏域連絡会等による情報共有を行なうことで、 センター間の連携および運営の質の向上と サービスの平準化を目指す。	高齢者虐待や不測の安否確認など緊急性の伴うものは、直ちに管轄の高齢者支援係へ報告するとともに、関係する他センターの専門職種と情報共有・連携を図る。	区が開催する連絡会や各専門職における会議体等の中で、センターの設置目的の達成に向けた課題解決を行うとともに、区とセンターの相互連携を推進する。
Ⅲ 各事業の実施方針				
1 包括的支援事業				
(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	高齢者やその家族等の個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用に繋げる支援を行う。	個々の相談支援が、事業の中核を構成するものと理解し、高齢者およびその家族等からの相談に応じ、必要な支援を把握することにより、適切な支援方針の決定を行なう。	高齢者やその家族など、個々の相談に応じ必要な支援を把握して、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用につなげるなどの支援を行う。	高齢者やその家族等、個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス・関係機関および各種制度につなげる等支援を行う。
(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	高齢者虐待に係る相談、指導および助言、通報または届出の受理、高齢者の安全の確認ならびに養護者の負担軽減のための措置に関する事務を行う。	地域ケアセンター会議等において、高齢者虐 待防止に関する情報提供の場を確保し、地域 住民等への普及啓発に努めていく。	虐待通報の受付機関として、区民および関係 者からの虐待通報を受理し、事実確認を行う。	センター内で共有の上、高齢者虐待に係る相談、指導および助言、通報または届出の受理、高齢者の安全の確認、養護者の負担軽減のための措置等迅速な支援を行う。
(3) 包括的継続的ケアマ 支援業務 ②介護支援専門員への	施に関し、計画作成に関しての指導、サービス	担当区域の介護支援専門員からの相談に応じ、計画作成の技術的支援やサービス担当者 会議への参加等個別的対応を行ない、ケアマ ネジメントカの強化を支援する。	介護支援専門員に対する居宅(介護予防) サービス計画の作成技術の指導、サービス担 当者会議の開催支援等、専門的な見地からの 個別指導、相談への対応を行う。	地域の介護支援専門員の日常的業務の実施 に関し、様々な観点からの相談対応や助言を 行う。
(4) 介護予防ケアマネジ ①介護予防ケアマネジ	- 1	高齢者が、状態の改善や要介護状態になることの予防を支援するため、適切な介護予防サービス計画を作成し、効果的、効率的な支援を提供する。	対象者自らの選択とケアマネジメントに基づき介護予防サービス計画を作成し、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。	介護保険制度の趣旨や自立支援・重度化防止(介護予防)の考え方、サービスの適正利用について、介護サービス利用者やそのご家族の理解を促すための啓発を行う。
2 地域ケア会議				
(2) 地域ケアセンター会請	担当地域内の地域課題についての情報を共 有し、その解決に向けて地域の関係者で話し 合う、地域ケアセンター会議を年2回開催す る。		地域ケア個別会議の報告を行い、その中から 考察を深めたいテーマを選定してグループ ワークを行う。グループ内での意見交換を通し て、顔の見える関係の構築を図る。	地域ケアセンター会議で把握された地域課題は、総合福祉事務所が開催する地域ケア圏域 会議に報告し、地域の関係機関と課題解決に 向けた検討を行う。
3 在宅医療・介護連携の	推進			
(2) 地域の医療資源の把 連携強化	握と 各種会議・研修等への参加を通して地域の医療・福祉資源の把握に努め、それらに関する情報を収集する。	担当区域の医療・福祉資源に関する情報の把握に努めるとともに、圏域のセンターとの協働により、情報のリスト化を検討する。	地域の医療・福祉資源を把握し、それらに関するリストを作成し情報の最新化を図る。多職種による在宅医療・介護連携に関する事例検討会や研修等を、計画的に開催する。	地域の医療・福祉資源の把握に努め、情報の 最新化を図り、地域の医療・介護関係者間の 連携に活用していく。
4 認知症施策の総合支	爰			
(1) 認知症に関する相談	■草齢者な上が芋在性認知庁の方わその家族	相談内容により、認知症専門相談や認知症専門病院の利用が適切と判断される場合には、 高齢者支援係と連携のうえ、認知症初期集中 支援チームの対象として支援する。	「医療と介護の相談窓口」において、認知症の 高齢者および若年性認知症の方やその家族、 医療介護関係者からの相談を受け付け、アセ スメントを実施する。	相談内容等より、各種制度の利用や認知症専門相談、認知症専門病院の助言を受ける等の 支援を行う。
5 生活支援体制整備				
(2) 資源開発	地域ケア会議等の開催を通じ、担当地区内の 地域団体の活動支援や不足する生活支援 サービスの創出に努める。	地域の関係者や医療関係者等と連携し、地域 住民や団体を対象とした認知症に関する勉強 会や研修の機会を設ける。	地域の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取組を 推進していく。	地域ケア会議等の実施を通じ、担当区域内の 地域団体の活動支援や不足する生活支援 サービスについて創出できるよう努める。
6 ひとり暮らし高齢者等	訪問支援			
(1) 地域のひとり暮らし高の訪問支援	社会との接点が少ない方には、介護予防事業 齢者等 や地域の街かどケアカフェ等のサロン活動に 参加を促し、必要があれば区の高齢者福祉 サービスの利用支援を行う。	定期的な見守りが必要と判断される高齢者に対して、民生・児童委員等の見守り協力機関に繋げる支援など、高齢者の見守りに資する適切な支援を実施する。	対象者リストをもとに住所順に訪問。地域包括 支援センターの周知を図るとともに、支援の必 要な高齢者の発掘、地域活動の紹介などを 行っていく。	「街かどケアカフェけやき」や練馬区の各種介護予防事業、地域団体によるサロン活動等への参加勧奨を行う。

		大泉	
I	運営方針		
	運営方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して 住み続けられるよう、区民とともに、地域の関 係機関等と協働し、地域包括ケアシステムの 中核機関としての役割を果たす。	
П	組織運営体制		
	(3) 区および他センターとの連携	大泉総合福祉事務所併設という環境から担当 地域外の来所相談も多いが、相談者の主訴を 聴き取り、速やかに担当のセンターに報告し、 対応を依頼する等の連携を図る。	
Ш	各事業の実施方針		
	1 包括的支援事業		
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	高齢者やその家族等の個々の相談に応じ、必要な支援を把握。担当区域内の高齢者等に限らず相談に応じ、他包括との連携を十分に図る。	
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	支援方法の判断、役割分担等については管轄 の総合福祉事務所高齢者支援係と密に連携 を図る。	
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント 支援業務 ②介護支援専門員への支援	介護支援専門員に対する居宅・介護予防・施設サービス計画の作成に関しての指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な立場からの対応を行う。	
	(4) 介護予防ケアマネジメント ①介護予防ケアマネジメント	要介護状態等になることの予防および改善を 支援するため、介護予防サービスやその他の 適切なサービスが包括的かつ効率的に提供さ れるよう支援を行う。	
	2 地域ケア会議		
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	担当地域内の地域課題についてその情報を 共有し、その解決に向けて地域の関係者で話 し合う、地域ケアセンター会議を年2回開催す る。	
	3 在宅医療・介護連携の推進		
	(2) 地域の医療資源の把握と 連携強化	地域の医療系サービスの事業所とより連携が 図れるよう、連絡会等を開催する。また、医療・ 介護に従事する職員が互いに連携が図れる 機会を作る。	
	4 認知症施策の総合支援		
	(1) 認知症に関する相談支援	相談内容およびアセスメントの結果に基づき、 必要な支援を把握して、適切なサービス、関係 機関および各種制度の利用に繋げる。	
	5 生活支援体制整備		
	(2) 資源開発	地域ケア会議等の実施、生活支援サービスの 充実に関する協議体への参加を通じて地域団 体と連携し、活動支援や不足する生活支援 サービスの創出に努める。	
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援		
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等 の訪問支援	訪問支援員等が地域のひとり暮らし高齢者等 の自宅を年1回以上訪問し、生活実態の聴取 や基本チェックリストを実施する。	